

2010年2月18日

第11回執行委員会

| 氏名 | 参加確認 | 氏名 | 参加確認 | 氏名 | 参加確認 | 氏名 | 参加確認 |
|-----|------|-------|------|-----|------|----|------|
| 青木 | | 加藤 | | 佐藤 | | 関谷 | |
| 岡本 | | 岩田 | | 米山 | | 相方 | |
| 五十嵐 | | 遠藤 | | 栗林 | | 黒澤 | |
| 小坂 | | 小林 | | 笹川 | | 須永 | |
| 富澤 | | 武藤 | | 森 | | 柚井 | |
| 伊東 | | 加藤(洋) | | 書記局 | | | |

【議 題】

1. 給与水準の見直し協議について

1) 給与の削減に処置の確認

- ①職員の給料月額を22年4月より2.95%引き下げる
- ②給料表は4.4%引き下げる。22年度で一律△3%引き下げ、それを現給補償とし、新給料表(△4.4%)による昇給まで経過を待つ(現給補償を△1.45%)
- ③平成21年度の見直しをもって、給与構造改革は終了とする

2) 組合要求5項目の確認

再度文書整理

3) 引き下げに対する多様・柔軟な昇給制度等の見直し

- ①エキスパート選考の前倒し
- ②専門幹選考の対象年齢前倒し・登用の多様化
- ③32歳主任短期と35歳主任選考間の主任試験の実施

4) その他の協議事項

- ①給料表(一)1・2級の統合
- ②給料表(二)3・4級の統合
- ③既格付け者の職責の級への格付け変更(役職加算の見直し含む)
- ④管理職手当の定額化

2. 労基法基準改正に伴う制度変更について（3月議会での条例化）

- 1) 1か月60時間超えの時間外労働に対する割増賃金の支給割合を150／100とする。
- 2) 代替休暇の導入
1か月60時間を超える時間外労働を行った職員は、割増賃金の支給の代わりに有給の休暇（代替休暇）を取得することができる。
- 3) 修学部分休業の導入
有給休暇の時間単位付与の上限設定に伴い、大学院等の通学の環境整備を行う。

3. 育児休業・介護休暇の法改正に伴う休暇制度の見直し（3月議会での条例化）

《別紙資料1参照》